

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】令和4年9月20日(2022.9.20)

【国際公開番号】WO2022/071404

【出願番号】特願2021-568419(P2021-568419)

【国際特許分類】

G 0 2 F 1 / 1 3 3 9 (2 0 0 6 . 0 1)

C 0 9 K 3 / 1 0 (2 0 0 6 . 0 1)

C 0 8 G 5 9 / 5 0 (2 0 0 6 . 0 1)

10

【 F I 】

G 0 2 F 1 / 1 3 3 9 5 0 5

C 0 9 K 3 / 1 0 B

C 0 9 K 3 / 1 0 L

C 0 8 G 5 9 / 5 0

【手続補正書】

【提出日】令和4年3月9日(2022.3.9)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

20

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

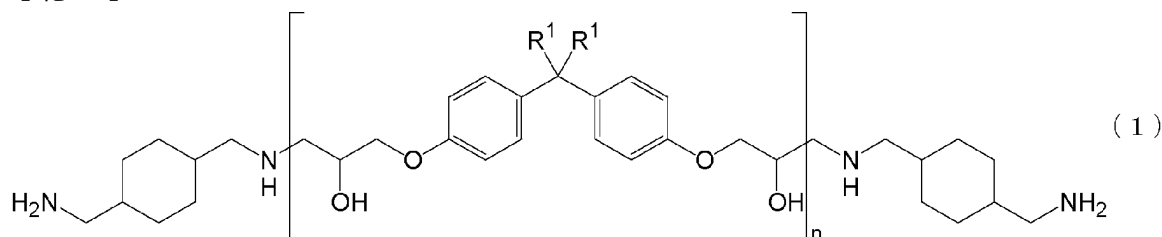
【特許請求の範囲】

【請求項1】

硬化性樹脂と熱硬化剤とを含有する液晶表示素子用シール剤であって、
前記熱硬化剤は、エポキシ化合物のアミンアダクト体及びイミダゾール化合物を含み、
前記アミンアダクト体は、下記式(1)で表される化合物を含むことを特徴とする液晶表示素子用シール剤。

【化1】

30



式(1)中、 R^1 は、それぞれ独立して、水素原子又はメチル基であり、 n は、1以上10以下の整数である。

【請求項2】

40

前記液晶表示素子用シール剤全体における前記アミンアダクト体の含有割合が2質量%以上5質量%以下である請求項1記載の液晶表示素子用シール剤。

【請求項3】

前記イミダゾール化合物は、炭素数10以上のアルキル鎖を有する請求項1又は2記載の液晶表示素子用シール剤。

【請求項4】

前記イミダゾール化合物は、融点が130以下である請求項1、2又は3記載の液晶表示素子用シール剤。

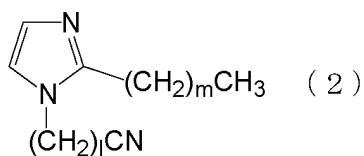
【請求項5】

前記イミダゾール化合物は、下記式(2)で表される化合物を含む請求項1、2、3又は

50

4記載の液晶表示素子用シール剤。

【化2】



式(2)中、mは、1以上10以下の整数であり、lは、1以上3以下の整数である。

【請求項6】

前記液晶表示素子用シール剤全体における前記イミダゾール化合物の含有割合が0.1質量%以上0.7質量%以下である請求項1、2、3、4又は5記載の液晶表示素子用シール剤。

10

【請求項7】

前記イミダゾール化合物の含有量に対する前記アミンアダクト体の含有量の割合(アミンアダクト体の含有量/イミダゾール化合物の含有量)が、質量比で、15以上50以下である請求項1、2、3、4、5又は6記載の液晶表示素子用シール剤。

【請求項8】

請求項1、2、3、4、5、6又は7記載の液晶表示素子用シール剤と導電性微粒子とを含有する上下導通材料。

20

【請求項9】

請求項1、2、3、4、5、6又は7記載の液晶表示素子用シール剤の硬化物又は請求項8記載の上下導通材料の硬化物を有する液晶表示素子。

30

40

50